

銀行による「金融仲介」概念の再検討

吉田康志

1. はじめに

金融仲介理論は、経済における貸手から借手への資金の流れの仕組みや、それを仲介する役割を担う金融仲介機関（銀行）の機能や存在意義を説明するものであることから、金融システムの理解において基礎となるべきものである。しかしながら、伝統的な金融仲介理論で描かれる金融仲介機関の姿や役割は、実際に銀行が発揮している機能から乖離していると言わざるを得ない面がある。そこで本稿では、伝統的な金融仲介理論が想定している条件等を分析し、実際の銀行の機能と比較したうえで、どのような点に問題があるのか、また何故そうなったのかについて考察することを目的としている。

本稿の結論をまとめると、実際の銀行が行っているのは、伝統的な金融仲介理論が前提とするような「銀行が貸手から預金によって調達した資金を、借手に貸出す」という二段階の図式ではなく、自らの債務（預金）の発行による貸出実行という一段階のプロセスであることから、銀行の機能を伝統的な金融仲介理論の枠組みで把握しようとするのは適切とはいえない、というものである。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、伝統的な金融仲介理論を概観し、そこで暗黙に想定されている事項を抽出する。第3節では、銀行の原理の理解を踏まえた金融仲介の図式について検討したうえで、伝統的な金融仲介理論における問題点を指摘する。そして最後に、第4節で結論を述べ締めくくる。

2. 伝統的な金融仲介

2.1 金融仲介機関の意義

一般的には、「金融仲介（financial intermediation）」とはGurley and Shaw（1960）による古典的な分類でいうところの間接金融において、貯蓄超過主体から投資超過主体に対し資金の融通を行う過程を指す用語である¹。そして、この過程を専門的に担う主体のこ

¹ 金融に関する一般的なテキストのひとつであるMishkin(2009)では、financial intermediationを「金融仲介機関が貸手と借手を結び付ける間接金融のプロセス」と説明する（筆者訳、同書39頁、G-4頁）。

とを「金融仲介機関 (financial intermediary)」と呼ぶ²。

金融仲介機関の役割に関しては、Allen and Santomero (1998) が金融仲介理論を扱った諸文献を検討したうえで、金融仲介の存在意義に関する「伝統的な」理解についてまとめている。それによれば、まず Arrow-Debreu モデルの下では企業と家計は金融市場を通じて直接に取引するため、金融仲介機関が存在する余地はない。さらに市場において完全競争が成立している状況では、Modigliani-Miller 定理が示すように、企業の資本構成は企業価値に何ら影響を及ぼさないことから、その意味でも金融仲介機関の存在は意味を失うことになる。しかしながら、実際の経済では現に金融仲介機関が存在しているばかりでなく、むしろ非常に重要な役割を担っている。そこで、金融仲介機関の存在を説明する理屈が必要となる。伝統的な金融仲介理論では、Gurley and Shaw (1960) 等に見られるように、金融仲介機関の存在を正当化するための第一の理由として、金融取引に伴う取引コストの存在を挙げる。つまり、金融仲介機関が貸手 (貯蓄超過主体) に代わって借手 (投資超過主体) の財務状況等に関する情報生産を専門的に行えば、そのための固定費用を節約することができるというわけである。また、Brealey, Leland and Pyle (1997) や Diamond (1984) などをはじめとする諸文献では、金融取引に伴う情報の非対称性の問題を解消する役割を金融仲介機関が担っていると説明する。つまり、貸手と借手の間における借手の信用状況に関する情報量の格差を金融仲介機関が情報生産によって解消することで逆選択やモラルハザードの発生を防ぐことができるということである。これが金融仲介機関の存在意義の第二である。このように、伝統的金融仲介理論では金融仲介機関が存在すべき理由として、特に取引コストおよび情報の非対称性の二点を強調してきたというのが Allen and Santomero による整理である³。また、Bhattacharya and Thakor (1993) は、金融仲介をめぐる諸論点をより詳細に分析している。それによれば、銀行の行う金融仲介サービスは機能面からブローカレッジ機能と質的資産変換機能の二つに分けることができるが (表 1)、Bhattacharya and Thakor の示す諸論点⁴ との関係からすると、金融仲介機関の機能の中心は資産変換機能にあるとみるべきであろう。

² この分類に従えば、金融仲介機関は銀行等の預金取扱金融機関 (depository institution) のみを指すことになるが、これに対して、金融仲介をより広くとらえ、金融仲介機関には、直接金融の担い手である証券会社等の金融市場における仲介専門業者も含めて考えるべきだとする意見もある (堀内 (1990)、52 頁)。

³ Allen and Santomero (1998) は、こうした伝統的な見解に対し、金融仲介機関の役割として、新たに「リスク管理」と「投資家の市場への参加促進」を追加すべきと主張する内容であるが、本稿では、伝統的金融仲介理論の整理という趣旨で同文献の該当部分を参照した。

⁴ Bhattacharya and Thakor (1993) が挙げる論点としては、金融仲介機関の存在理由、信用割当、流動性変換、満期 (期間) の変換、銀行規制、金融市場との関係などがある。

表 1 金融仲介の機能

金融仲介	ブローカレッジ機能	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理サービス（例：小切手処理、証券売買・預り） ・金融関連の助言（例：投資顧問、ポートフォリオ管理） ・スクリーニング・審査（例：債券格付け） ・オリジネーション（例：融資） ・債券発行（例：証券引受） ・その他（例：信託業務）
	質的資産変換機能	<ul style="list-style-type: none"> ・短期借り／長期貸し ・小口調達／大口運用 ・流動的な負債／非流動的な債権 ・借手のデフォルトリスク削減のためのモニタリング

※ Bhattacharya and Thakor (1993) に基づいて著者作成。

2.2 伝統的な金融仲介理論が想定するもの

伝統的な金融仲介理論では、明示されていないが、暗黙のうちに置かれているいくつかの前提条件があるように思われる。まず、伝統的な金融仲介理論に基づく金融仲介機関の資産変換機能は次のように説明される。金融仲介機関は、最終的貸手に対して間接証券（預金）を発行して資金を調達し、当該資金を最終的借手に貸し出す見返りとして当該借手が発行する本源的証券を受け取る。こうした過程の中で金融仲介機関は本源的証券を間接証券に変換する機能を持つというわけである。ここでは、最初に最終的貸手と金融仲介機関との間の取引（資金と間接証券の交換）が行われ、その後に最終的借手と金融仲介機関の間の取引（資金と本源的証券の交換）が行われるという時間的順序が想定され、加えて、金融仲介は最終的貸手、金融仲介機関、最終的借手という三者によって実現するプロセスだと理解されていることがわかる。

別の説明も見てみよう。例えば、銀行の金融仲介を取扱った Diamond (1984) の有名な Delegated Monitoring の議論では、貸手が借手に対して直接融資を行いモニタリングするよりも、多数の貸手が銀行に預金をする事で銀行に借手のモニタリングを委託し、かつ銀行は複数の借手に対するモニタリングを行うことによって、銀行は規模の経済を実現し、結果としてモニタリング費用を節約できるのだとされる。ここにおいても、借手と貸手が別個に存在しており、貸手（預金者）は銀行の発行する負債契約（預金）に投資し、銀行は借手の発行する負債契約（銀行貸出）に投資を行うという形である。また、ここでは飽くまで銀行は貸手の代理人である。よって、貸手が借手に直接投資（貸出）を行う代わりに銀行が借手に投資を行い、同時に、本来は貸手が行うべきモニタリングについても、銀行が貸手から委託を受けて「委託されたモニター（delegated monitor）」の立場で行うという理解である。よってここでも、まず銀行は貸手の資金を受入れ、次にその資金を借手に貸し出すという順序が想定されている。

以上からわかることを整理すると、伝統的な金融仲介理論では、以下のような条件が暗黙に置かれていると考えられる。

- (1) 預金者（貯蓄超過主体）と借手（投資超過主体）がそれぞれ独立して存在し、その間に両者を仲介する主体としての金融仲介機関がある。（金融仲介は、三者間の関係である。）
- (2) 金融仲介機関は預金者から（現金の形で）小口の資金を預金で調達する。（これによって金融仲介機関は流動的な債務を負うことになる。）
- (3) 金融仲介機関は調達した資金を一括してプールする。
- (4) 金融仲介機関はプールした資金を借手に対して（しばしば大口で）貸し出す。（これによって金融仲介機関は非流動的な債権を取得する。）

上記の(2)および(4)から、伝統的な金融仲介理論では預金受入と貸出は時間的にも空間的にも独立した別個の行為であることが含意されていることがわかる。また、(2)の預金受入は、「現金による」預入れとそれに対応する預金債務の発行という行為、つまり必ず現金を媒介とする取引であることが確認できる。

これを図式化すると図1のようになる。時間的な順序としては、まず預金者（貸手）が銀行に対して現金を預け入れ（図中の①）、その後に、銀行は資金を借手に貸し出す（図中の②）⁵。この図式は、おそらく多くの人にとって金融仲介機関（銀行）の役割を説明するものとして違和感なく受け入れられているのではないだろうか。

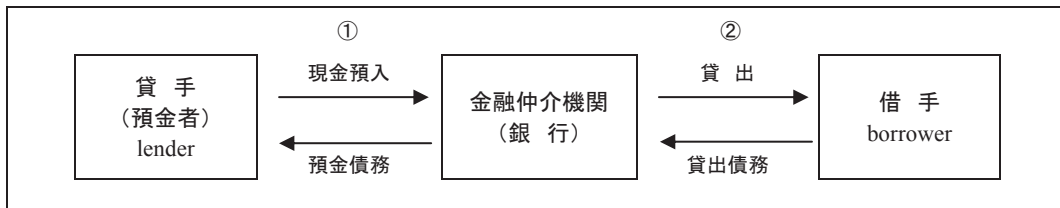


図 1 伝統的金融仲介の概念図

だが、こうした図式ならびに金融仲介概念に付帯するいくつかの前提条件を受け入れることには留意が必要である。例えば、金融仲介における預金者と借手は完全に独立した存在なのか。銀行は預金者から受け入れた現金を一旦預かって、その後にそれを貸し出すという時間的順序についての理解は正しいのか。こうした点は、銀行貸出の際に実際に何が

⁵ Delegated Monitoring (Diamond, 1984) のように、一つの銀行に関して貸手、借手ともに複数あることが想定されている場合も基本の考え方は同じである。

行われているのかを踏まえて再検討されねばならない。

3. 銀行の原理と金融仲介

3.1 銀行型仲介とノンバンク型仲介

銀行が実際に貸出を実行するプロセスを振り返っておこう。借手が銀行から借り入れた資金は、別の取引において支払手段として利用されるのであるから、その資金は流動性のある資産の形態をとっている必要がある。よって、その条件が満たされる限り、その資産が現金であろうと預金であろうと借手にとっては本質的な問題ではない。一方、銀行が貸出を行う場合、借手に対する資金の提供は現金ではなく、必ず「要求払預金」（普通預金や当座預金などの流動性預金）の形によって行われる。具体的には、当該銀行に予め開設されている借手の要求払預金口座に、銀行が融資する資金の相当額を入金記帳することによって貸出は実行されるのである。

これを銀行と企業（借手）の貸借対照表でみれば図2のようになる。この例では、銀行が企業に対して100単位の資金を貸し出す前の初期状態と貸出を行った後の限界的な変化を示している。ここで銀行が行っているのは、企業の口座に貸し出す額の預金通貨を入金記帳するという行為だけである。これにより銀行の貸借対照表の資産側には企業に対する貸出債権（貸出金100単位）が計上され、同時に負債側には銀行が企業口座に入金記帳した預金債務が同額（100単位）計上される。一方、企業の貸借対照表では、企業が銀行に保有する口座に対して貸し出された資金が入金記帳されるため、資産側に預金（債権）100単位が計上され、それと同時に負債側には当該企業の銀行に対する債務として借入金同額（100単位）計上される。つまり、別の第三者からの資金調達は行われることなく、これだけで銀行の貸出は完了したことになる。

【初期状態】			
企 業		銀 行	
資産	負債	資産	負債
—	—	—	—
【企業が銀行から借入】			
・銀行は預金債務を発行し、その相当額を企業の口座に入金記帳することで貸出を実行。			
企 業		銀 行	
資産	負債	資産	負債
預金 100	借入金 100	貸出金 100	預金 100

図 2 銀行の貸出

他方、銀行ではない金融機関、たとえばノンバンクのような金融会社による貸出はどのように行われているのか。当然であるが、ノンバンクは銀行のように自らの管理する口座に預金を入金記帳するという方法で貸出を行うことはできない。そこで、ノンバンクは自らが予め保有している資金（現金や預金債権）を借手に引き渡すことによって貸出を行う。このため、ノンバンクが貸出を行うと、ノンバンクの貸借対照表では、資産側に計上されていたノンバンク自身の資産の形が現金あるいは預金（ノンバンクが取引銀行に対して保有する預金債権）から借手に対する貸出債権へと振り替わることになる（図3）。すなわち、ノンバンクでは、通常、別の主体から借り入れる、あるいは市場で債券を発行するなどして予め貸出の原資を調達したうえで、それを借手に貸し出すという二段階の方法を取らざるを得ない。その意味でいえば、ノンバンクは、まず資金を調達し、そのうえでその資金を貸し出すという一般的な金融仲介の図式に合致していることがわかる（図4）。

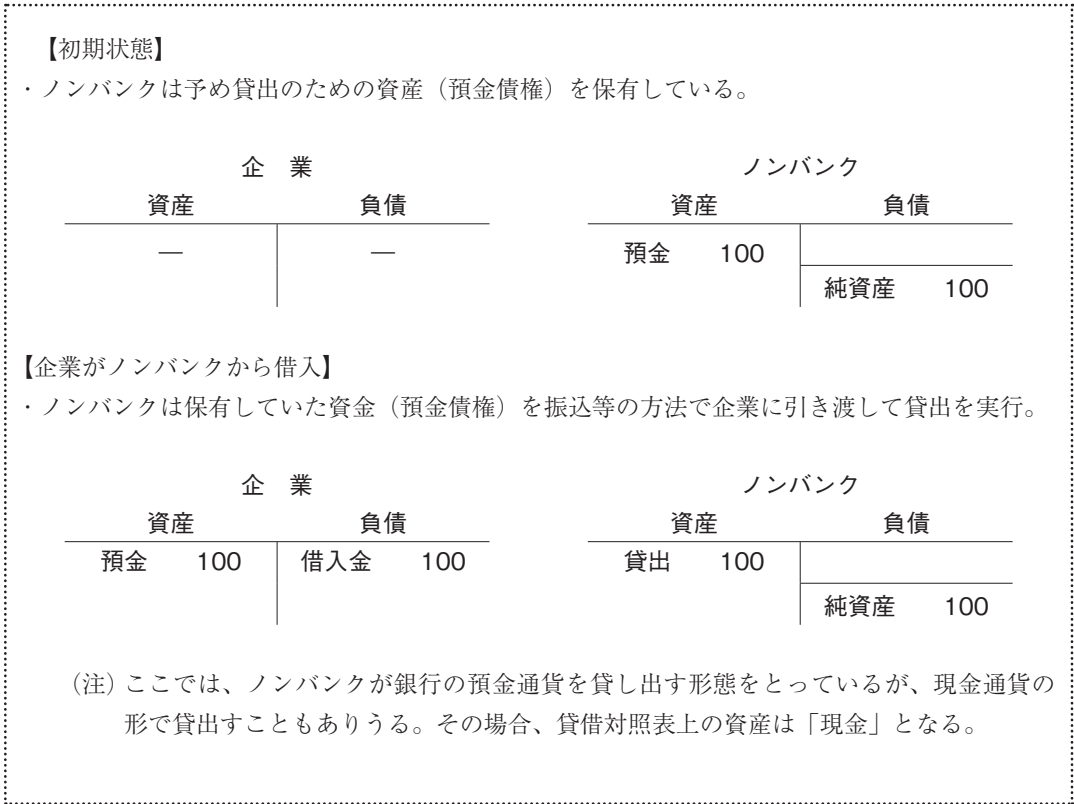


図 3 ノンバンクの貸出

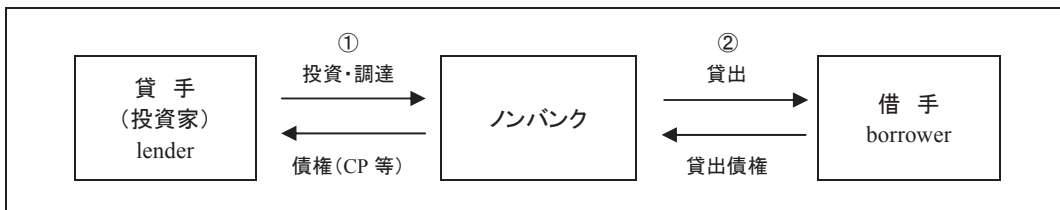


図 4 ノンバンクによる金融仲介（ノンバンク型仲介）

これに対して銀行では、ノンバンク型の金融仲介ではなく、全く別の形の金融仲介が行われていると考えるべきであろう。先に述べたように、銀行貸出においては、「先に資金を調達し、次にそれを貸し出す」という二段階の手順は不要である。貸出は銀行の勘定帳簿上の入金記帳だけで実現し、銀行や借手とは独立した第三者としての資金提供者（預金者）の存在は、貸出の要件とならない。このため、銀行と借手の二者による一段階の取引によって銀行による金融仲介は完結する。

これをもう少し詳しく見てみよう。貸出実行において、銀行は支払手段としての預金債

務を提供するのと同時に、借手に対する貸出債権を取得することになる。これを借手の立場からみると、貸出によって借手は銀行から預金債権を受け取るのと同時に、銀行に対する貸出債務を負うことになる。つまり銀行の貸出とは、預金債務（預金債権）と貸出債務（貸出債権）が同時に生み出され、銀行と借手との間で預金債務と貸出債務の交換（預金債権と貸出債権の交換）が行われるプロセスを指すのである（図5）。これこそが銀行業務の中核をなす部分であり、いわば「銀行の原理」である。そこで、このプロセスを、ノンバンクによる金融仲介（ノンバンク型仲介）と対比する意味で、銀行による金融仲介（銀行型仲介）と呼ぶこととしよう。

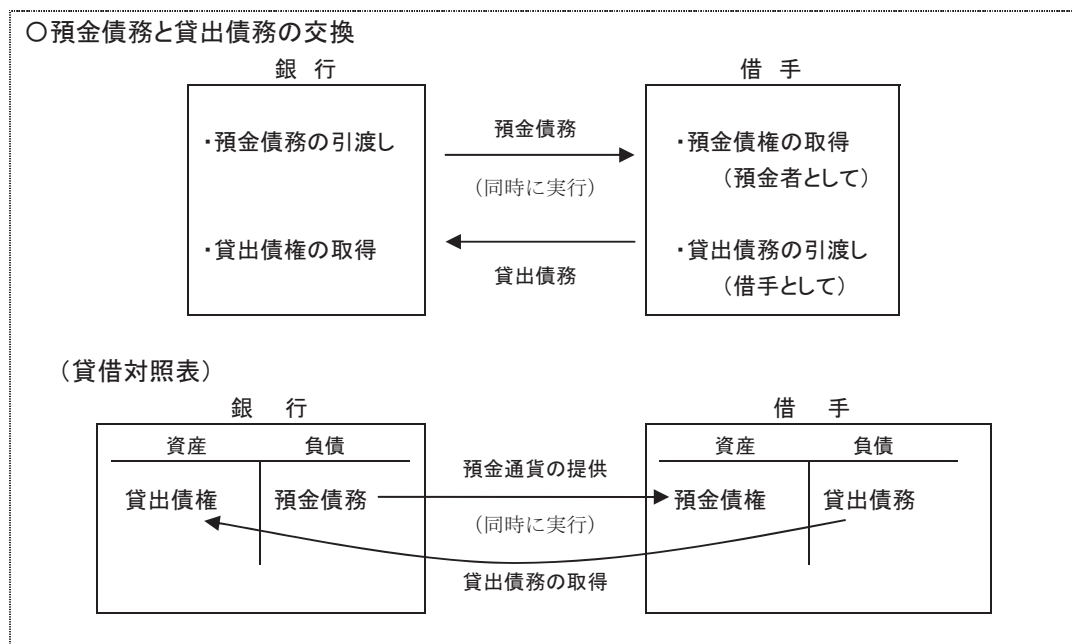


図 5 銀行による金融仲介（銀行型仲介）

銀行型仲介における銀行の取引相手の位置づけについても付言しておく、同取引相手は、貸出実行の結果、当該貸出に関する債務を銀行に対して負うことから「借手」の立場となるが、それと同時に、銀行からは貸出資金として当該銀行に対する預金債権を受け取ることによって銀行に対する「預金者（債権者）」としての立場も得ることになる。つまり銀行型仲介では、銀行の取引相手は、資金の借手と銀行の預金者という二つの顔を同時に持つことになるのである。

以上のことから、伝統的金融仲介（ノンバンク型仲介）と銀行型仲介は、全く違うものであることがわかる。銀行型仲介では、まず第一に「預金者」による現金の預入れという

過程は存在しない。銀行型仲介で登場する「預金者」は銀行からの貸出において銀行の債務（預金）を取得することによって「預金者」となるからである。第二に、ノンバンク型仲介は、貸手、金融仲介機関、借手による三者間の取引であるのに対し、銀行型仲介は、銀行と借手（＝預金者）で完結する二者間の取引である。第三に、銀行の貸出では、伝統的な金融仲介理論が描くように預金預け入れと貸出は時間的・空間的に別個に行われているわけではない。つまり、銀行貸出において「貸出」と「預金」は同時に行われるため、両者は原理上不可分である。別の言い方をすれば、銀行における「貸出」と「預金」はそれぞれ独立した機能ではなく、単一の機能（ここではとりあえず「流動性供給機能」と呼ぶこととする）が持つ二つの側面なのだと理解すべきである。このことから明らかなように、銀行が行う金融仲介を伝統的な金融仲介（ノンバンク型仲介）の図式にあてはめることは適切ではない。

3.2 銀行業務理解についての新しい枠組み

それでは、どうして伝統的金融仲介理論では、銀行の業務をノンバンク型仲介の枠組みでとらえようとする誤解が生じたのか。それを明らかにするには、銀行業務をより詳細に見ていく必要がある。その際には、旧来の伝統的な銀行業務で用いられてきた「預金」、「貸出」、「為替」といった概念に基づく理解では不十分であり、「銀行の原理」を踏まえたうえでの検討が不可欠である。

銀行業務の中核は流動性供給、つまり貸出の過程で何もないところから預金通貨を創出する（money creation）という点にあり、これは3.1で描写したとおりである。だが、これだけでは銀行の主要な業務を十分に説明したことにはならない。中核部分に加え、銀行が創出する預金通貨の性質や現金との関係にも着目し、包括的に銀行の提供するサービスをみていく必要がある。

こうした観点に立てば、銀行は、流動性供給に加えて、以下の二つの支払・決済に関連する業務を行っていると考えられる。

(1) 預金通貨と現金通貨の交換業務

預金通貨と現金通貨の交換には二つの側面がある。まず、銀行の店頭等で現金通貨を受け入れ、その見合いとして自行の預金債務を発行するという業務である。これは、伝統的金融仲介の図式における現金による預金に相当する。第二に、預金者の求めに応じて当該預金者の口座にある預金（債務）の一部または全部を解約して現金で払い出す業務である。この預金通貨と現金通貨との交換業務は、銀行が預金者との間で取り交わす預金契約に基づいているが、同業務を銀行が行うことによって、法貨である現金通貨と預金が額面ベースで一对一に結びつけられ、結果として、強制通用力のない

い預金であっても法貨と同等の信頼を獲得し通貨として流通することが可能となる。

(2) 他行の預金通貨の受入業務

銀行は、銀行間ネットワークである決済システム⁶を介して他の銀行が振り出した手形・小切手等や他行からの振込による資金（他行発行による預金通貨）を受け入れている⁷。受け入れられた他行預金は、指定された受取人口座に入金記帳されることになるが、自行預金と全く同等に扱われ、額面ベースで合算・相殺の対象となる⁸。銀行が同業務を扱うことによって、銀行間の為替業務、つまり資金移動や支払決済に関するサービスの提供が可能となる。^{9,10}

銀行は、中核的な流動性供給に係る業務に加えて、いわば副次的に上記の支払・決済関連サービス業務を行っているわけだが、銀行がこれらを併せ行うことによって、銀行預金の支払手段・決済手段としての利便性が高まり、預金の通貨的な性格（moneyness）が補強されるものと考えられる。

以上を改めて整理すると、銀行の業務は表2のようにまとめることができる。（なお、表には、銀行機能に関する伝統的な見方も併せて記載してある。）また、これを踏まえると、図5の銀行型仲介の図式は図6のように拡張することができる。

表 2 銀行の業務

伝統的枠組みによる銀行業務		新しい枠組みによる銀行業務	
預金	・現金受入・預金債務発行	【中核的業務】 流動性供給	・金債務発行による貸出（預金債務発行と貸出債権の取得） [＝預金通貨の創出]
貸出	・資金の貸出		
為替	・手形・小切手、振込等による遠隔地への支払サービス	【副次的業務】 支払・決済サービス	・現金通貨と預金通貨の交換（現金による預金債務発行および預金の現金払出し） ・他行預金の受入れ

⁶ 手形交換所や資金移動のための決済ネットワーク（わが国でいえば振込を扱う内国為替制度の全銀システムが該当する）のこと。

⁷ 他行預金の受入れ（証券類、振込金の受入れ）についても、預金契約に基づいて行われている。

⁸ 他行預金が自行預金と同等に扱われる理由等については吉田（2009）第4章を参照。

⁹ 「他行預金の受入」は他行でも同じ扱いであることから、振込等によって自行の預金債務を他行に受け入れてもらえることを意味する。

¹⁰ なお、こうしたスキームが可能となるためには、銀行間の取決めや決済システムのような決済関連のインフラストラクチャーが整備されていることが前提となる。例えば、他行への振込に伴って、自行と他行の間での銀行間決済が必要となるが、そのためには決済用資産（中央銀行マネー）の移動のための仕組み等が必要である。（吉田（2012）を参照。）

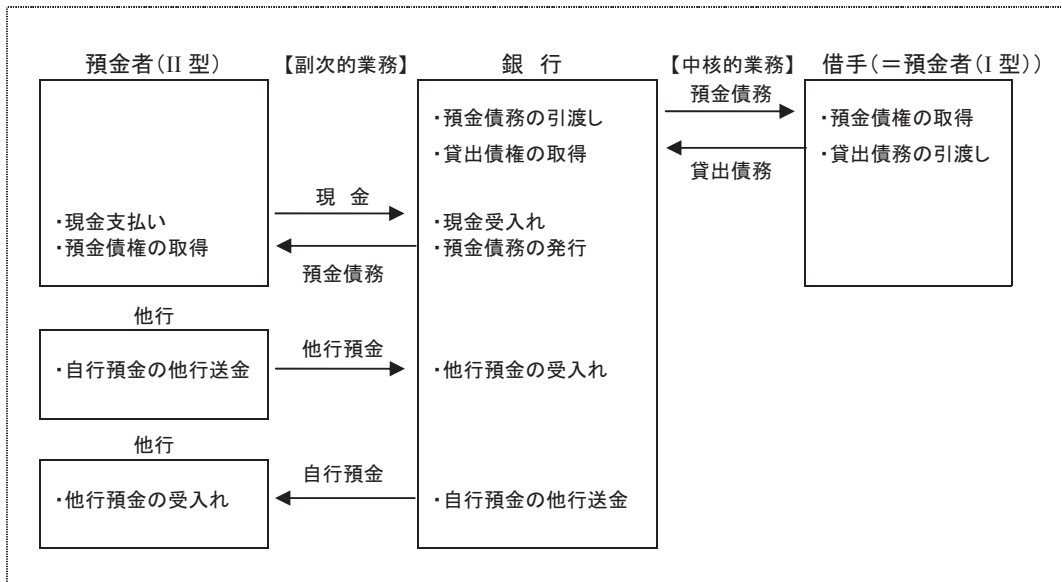


図 6 銀行による金融仲介 (拡張版)

この新しい図式における預金者と貸手の関係はどのように理解すべきだろうか。銀行が行う中核的業務である流動性供給において、借手（銀行に貸出債務を負う者）は同時に預金者（銀行に対する預金債権を持つ者）として現れた。この預金者（＝借手）と、銀行の副次的業務において現金で預金の払い込みを行う預金者とは、その性質からみて明らかに異なる存在である。そこで区別のために、前者の預金者を「預金者（I型）」、後者の預金者を「預金者（II型）」と呼ぶこととしよう。

3.3 預金通貨のライフサイクルと金融仲介

伝統的金融仲介の概念における問題点を指摘するために、さらにここで預金通貨がいかに創出され、その後どのような経路をたどって消滅するかにつき検討しておこう。

銀行の貸出は要求払預金の形で行われるため、貸出実行時には必ず同額の要求払預金が生成されているはずである。よって、その時点では当該銀行の貸借対照表の資産側の貸出金には負債側の要求払預金が対応していることになる。また、融資を要求払預金の形で受けた企業や個人の借手は、何らかの支払の目的で資金を借り入れたのであるから、その預金の相当部分は他行への振込や手形・小切手の振出、現金払出の形で当該銀行の外部に流出していくことになる。ひとたび創出された預金通貨は、財やサービスの対価として支払われ、その過程で所有者が変わることになっても、あるいは別の銀行の預金債務となったとしても、預金通貨としての形態自体が失われるわけではない。このため、銀行部門全体

でみれば、貸出によって創出された預金通貨は、原理的には価値を維持したまま銀行部門内に留まることになる¹¹。また、例外的に要求払預金が現金として払い出されて銀行部門の外部に流出したとしても、それが購入に利用されれば、それを財・サービスの対価として受領した経済主体は、いずれその現金を銀行に預け入れることになるため、結局のところ要求払預金は必ず銀行部門に還流することになる¹²。そして、貸出と同時に生まれた要求払預金は、最後に、その創出の原因となった貸出金の満期到来時に返済資金として借手の銀行口座に返戻され、そこで貸出債権の同額分と相殺されることで経済システムから消滅するのである。これがいわば預金通貨のライフサイクルであり、これを図示したものが図7である。

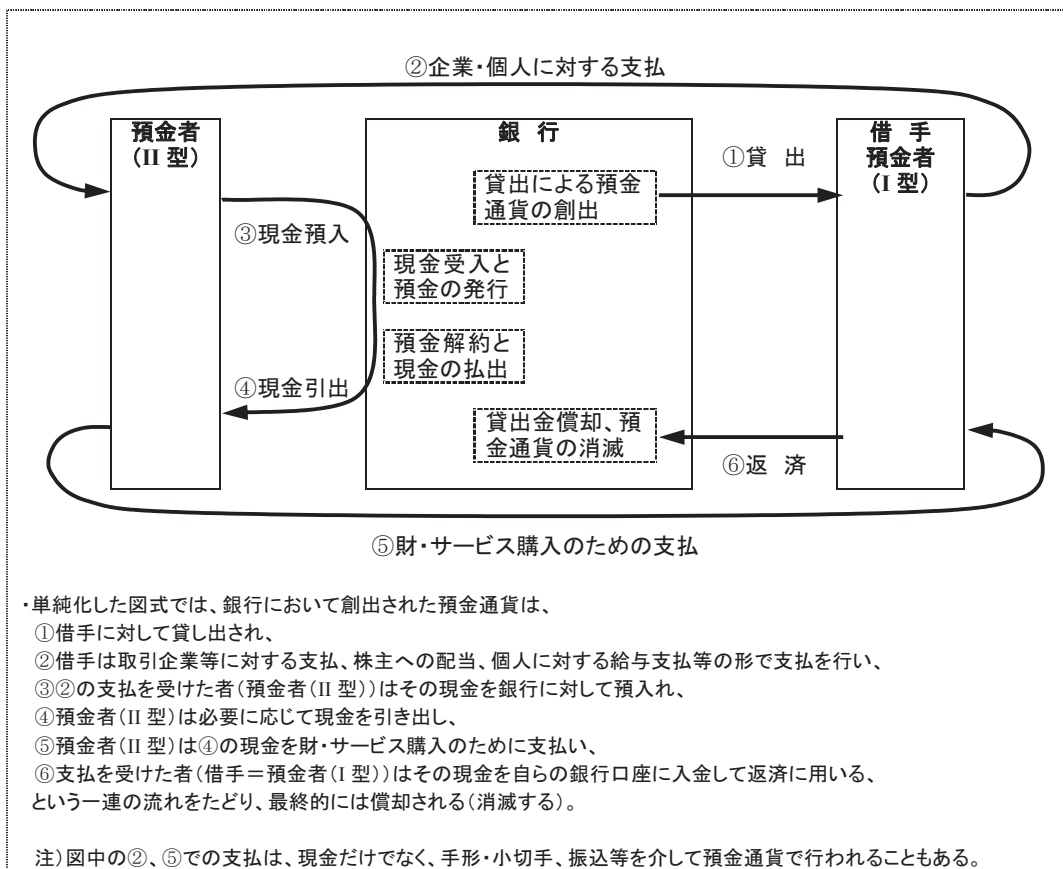


図7 銀行型仲介と預金通貨のライフサイクル

¹¹ 利子による預金通貨の増加等については、ここでは想定しない。

¹² 現金とは、飽くまで預金通貨が銀行部門から流出した際に一時的にとられる形態であって、現金が a priori に存在していると考えるべきではない。

3.4 伝統的金融仲介理論の問題点

預金通貨のライフサイクル（図7）を念頭においたうえで、伝統的金融仲介の図式（図1）を見直してみよう。伝統的金融仲介において銀行が貸手から資金を調達する部分（図1の①）は、図7の預金者（II型）が現金を預け入れる過程（図7の③）に該当し、また、伝統的金融仲介での銀行の借手への貸出（図1の②）は、図7の銀行が借手（＝預金者（I型））に対して貸出を行う過程（図7の①）に相当することがわかる。本来、預金（通貨）とは、最初に銀行の貸出（信用創造）によって創出されるものであり、そのライフサイクルのなかで一時的に銀行部門の外に流出した際の形態が現金であるに過ぎない。そしてその現金が再び銀行に預け入れられて預金の形態に戻る過程が「現金による預け入れ」である。しかし、伝統的金融仲介では、「現金による預け入れ」がまず最初に置かれ、その後貸出が行われると解釈される。つまり、伝統的な金融仲介の概念は、実際に銀行が行っている金融仲介の全体のうち、ほんの一部分のみを描写しているに過ぎない。さらに、「まず調達が行われ、その後、貸し出される」という伝統的な金融仲介の図式は、実際の銀行型仲介に基づく預金通貨のライフサイクルにおける論理的な順序を取り違えたものだということが明らかである。

この他、伝統的金融仲介理論における「預金者」の位置づけにも問題がある。銀行型仲介では、本来の意味での預金者とは預金通貨による貸出を受けた者（借手＝預金者（I型））のことであるが、伝統的金融仲介理論では、副次的な役割しか担っていない預金者（II型）に焦点が当てられ、「最終的貸手」として、あたかも重要な役割を担っているかのような解釈になっている。しかし、前述のように預金者（II型）は、預金通貨のライフサイクルの中で一時的に役割が割り振られているだけの存在であって、預金者（II型）が預けた現金は、貸し出す資金と直接に関係しない。つまり、伝統的金融仲介理論では、本来的な預金者（I型）が見落とされていることに加え、預金者（II型）との概念上の区別が行われていない。

さらに、金融仲介機関の重要な機能とされた資産変換についてはどうだろうか。伝統的金融仲介理論では、本源的証券の取得と間接証券の発行は、銀行が異なる相手方との間で別個に行う行為であり、それを全体的に見たとき、本源的証券があたかも金融仲介機関を介して間接証券に形を変えるかのように見えるところから、これを「資産変換」として金融仲介機関の機能とみなしたのであった。またこのとき、「変換」される間接証券と本源的証券とでは、ロットが異なっており（間接証券が小口資金で本源的証券は大口資金）、また証券発行のタイミングも区々とされていた。ところが銀行型仲介では、こうしたプロセスは生じ得ない。実際に銀行と借手の間で行われているのは、本源的証券から間接証券への変換ではなく、本源的証券と間接証券との交換である。しかもこのとき、（交換であるがゆえに当然であるが）間接証券と本源的証券のロットは同一で、証券の引渡しのタイミング

も同時である。こうしたことから、伝統的金融仲介理論の「資産変換機能」とは、銀行機能をノンバンク型仲介の図式に無理にあてはめたことによって生じた誤謬であるとみることができるとみられる。

4. まとめと結び

本稿では、銀行の原理ならびに預金通貨のライフサイクルを明らかにしたうえで、伝統的金融仲介理論が想定する図式に対する批判的検討を行った。銀行業務の中核は、自らの預金債務を創出し、それを借手に引渡す（口座記帳する）ことによって貸出を行うという点にあった。さらに、銀行は、支払・決済サービスに係る副次的な業務を行うことで、銀行の預金債務が支払手段として流通しうるための前提条件を整備していた。こうした銀行業務の実態に基づけば、貸出において実際に行われているのは、銀行と借手の間の貸出債権（債務）と預金債権（債務）の交換であり、伝統的金融仲介理論が示す「銀行が貸手から預金によって調達した資金を、借手に貸出す」という二段階の図式は、現実の仕組みの適切な説明とはいえないだろう。また、預金通貨のライフサイクル（銀行貸出によって創出された預金通貨は、その後、商取引の過程で経済主体間を転々流通するものの、最終的には借手の預金口座に貸出金の満期日までに還流し、そこで償却され消滅する）を踏まえると、伝統的金融仲介理論の図式では、その一連の流れの一部しか把握されておらず、しかも時間的順序が取り違えられている点に問題があると指摘せざるをえない。

伝統的金融仲介の図式の問題点は、結局のところ、実際の銀行の仕組みに対する適切な認識の欠如から生じたものだといえる。したがって、金融仲介理論は、ノンバンク型と銀行型を明確な区別を前提としたうえで再構築されることが望ましいだろう。とはいえ、伝統的金融仲介の図式は、一般のみならず金融の専門家に至るまで広く定着し、人々の「銀行」に対する概念を強く規定してしまっているともいえる。このため、銀行に関する正しい理解を着実に広めていくことが今後の課題として残されている。

以 上

〈引用文献〉

- Allen, F., & Santomero, M. (1998) . The theory of financial intermediation, *Journal of banking & finance*, 21, 1461-1485.
- Bhattacharya, S., & Thakor, A. V. (1993) . Contemporary Banking Theory, *Journal of financial intermadiation*, 3, 2-50.
- Brealey, R., Leland, H. E., & Pyle, D. H. (1977) . Informational asymmetries, financial structure, and financial intermediation, *The journal of Finance*, 32(2), 371-387.
- Diamond, D. W. (1984). Financial intermediation and delegated monitoring, *The review of economic studies*, 51(3), 393-414.
- Gurley, J. G., & Shaw, E. S. (1960). *Money in a theory of finance*, Washington: The brookings institution.
- Mishkin, F. S. (2009). *Economics of money, banking, and financial markets* (9th ed.), Prentice Hall
- 堀内昭義（1990）『金融論』東京大学出版会
- 吉田康志（2009）『銀行の特殊性と政策的諸論点の検討—銀行の流動性供給機能とその政策上の含意—』博士学位論文
- 吉田康志（2012）「決済スキームの発展と流動性管理の観点から見たネット決済方式の効率性」『商大論集』64(1), 1-28.